

上士幌町いじめ防止基本方針



平成27年2月26日策定

上士幌町教育委員会

(平成30年3月23日 改定)

I 方針策定の目的

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽は、どの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

また、児童生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが影響を与えているという指摘もあります。

本町においては、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び平成26年4月に施行された「北海道いじめの防止等に関する条例」により、学校や教育委員会の重大な事態への対応が示されたことに伴い、教育委員会は平成26年4月に「児童生徒の『いじめ問題』根絶にかかわる取組について」（平成24年8月策定）の見直しを行い、小中学校は「学校いじめ防止基本方針」を定め、児童生徒のいじめ問題根絶に向けた取組を進めてきました。

いじめ問題への取組の一層の充実を図るためには、学校・家庭・地域が連携を深めるなど、児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識をもっていじめ問題根絶に向けた取組を推進する必要があります。

町内におけるいじめ防止対策等の基本的な方向性や具体的な内容を示すために改めて「上士幌町いじめ防止基本方針」を策定し、全ての子どもが明るく元気に学び、健やかに成長していく「いじめのない子どもの世界の実現」を目指すものです。

II いじめ防止対策の基本姿勢

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係^{*}にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

○ いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられます。

^{*}「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状態等を踏まえ、事実の把握過程において、問題の本質を見失うことがないように客観的な判断のうえ対応します。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第 22 条及び条例第 23 条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応します。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。ささいに見える行為でも、表には表れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

2. 具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる

- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為^{*1}として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

Ⅲ 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

1. 学校の責務

学校は、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「心の居場所」が確保でき、安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められています。

いじめ問題に迅速に対応するため、「学校いじめ防止基本方針」（法第13条^{*2}）を定め、いじめの未然防止に向けた取組のほか、いじめの早期発見と早期解決に努めます。

また、策定した基本方針に基づき、「学校いじめ対策組織」（法第22条^{*3}）を設置し、いじめ防止等の取組を進めることとします。

- ① いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、校内のみで問題解決を図ることに固執せず、適宜教育委員会をはじめ、家庭や関係機関と連携を図り、情報共有に努めます。
- ② 日常的に児童生徒への理解に努め、児童生徒の発するサインを見逃すことのないよう早期に発見することが不可欠であることから、学級経営の一環としていじめの認知に努めます。
- ③ 児童生徒からいじめの訴えがあった場合は、問題を軽視せず、迅速、的確に対応します。

*1 「犯罪行為」となった過去の事例

- 傷害（刑法 204 条） 顔面を投打し、あごの骨を折るケガを負わせる。
- 暴行（刑法 208 条） 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
- 窃盗（刑法 235 条） 教科書等の所持品を盗む。
- 恐喝（刑法 249 条） 断れば危害を加えると脅かし、現金等を巻き上げる。

*2 「いじめ防止対策推進法第 13 条」

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

*3 「いじめ防止対策推進法第 22 条」

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ④ 学校全体で情報を共有し、相談体制の充実を図るなど、実効性のある指導体制を確立します。
- ⑤ いじめを受ける、いじめを知らせる児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめを行う児童生徒に対しては、教育的な配慮のもと、毅然とした態度をもって組織的な指導を行います。
- ⑥ インターネットを通じたいじめの早期発見のため、定期的にネットパトロールを実施します。
- ⑦ 事例研究やカウンセリング演習など実践的な校内研修の充実に努めます。

2. 家庭（保護者）の責務及び地域の役割

家庭は、児童生徒にとって心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し、第一義的な責任を有しています。

いじめの未然防止や根絶のため、家庭教育の重要な柱のひとつとして他の児童生徒にいじめを行わないよう、規範意識を養うとともに、児童生徒がいじめを受けた場合には、保護者として児童生徒に寄り添い、学校をはじめ関係機関等の支援を受けるなど、いじめから守る行動を起こすことが重要です。

- ① 家庭では、深い愛情や精神的な支えを前提にしたふれあいを重視し、児童生徒の果たすべき役割や認めてくれる人がいることを実感させるために時には褒め、叱ったりするなど、自尊感情を育み、「憩や安心感」のもてる場を確保することが必要です。
- ② 子どもの目線に立って話に耳を傾けるとともに、子どもの変容を常に見守り、サインを見逃さないことが大切です。問題兆候が見受けられた時には、学校をはじめ関係機関と連携し、適切な方法により早期に問題解決に努めることが必要です。
- ③ 家庭教育では、他者を思いやり、他者に迷惑をかけないという心を育むことが必要です。いじめを行った場合には、厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないように見守り支えることが大切です。
- ④ 子どもは「地域の宝」であることから、地域全体で温かく接し、守り育てるために、時には相談相手となり、厳しく指導することも必要です。
- ⑤ 子どもに異変が感じられた場合には、個人情報に配慮しつつ、学校や家庭と連携した地域での取組を進めることが必要です。
- ⑥ 子どもがいじめを受けている、又は行っているとの疑いを感じた場合には、在席する学校や家庭、関係機関等に情報提供するなど、子どもが抱える問題の解消に努めることが必要です。

3. 教育委員会の果たす役割

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われることから、いつ問題が表面化するか予測がつかない状況にあります。

子どもの行動の変化をいち早く捉え、関係機関連携のもと適切な取組が行われるよう学校、家庭、地域等との連携の強化を図ります。

教育委員会は次の点を重視し、取組の充実に努めます。

- ① いじめの未然防止や根絶を図るため、適宜、いじめ問題に関する調査を実施し、指導体制の充実に努めます。
- ② 各学校の児童会及び生徒会活動等におけるいじめ問題に関わる自主的な取組の支援に努めます。
- ③ 命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の実現に向けた、子どもの人権意識向上を図るため、関係機関等の協力のもと学習する機会の提供に努めます。
- ④ 子どもたちが豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築できるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実に努めます。
- ⑤ 教職員の悩みや不安を解消するため、関係機関の協力を得ながら学校に対する支援や相談体制の充実に努め、いじめ問題に対して効果的で実践的な職員研修の充実に努めます。
- ⑥ 携帯電話やスマートフォンなど、インターネットを通じて行われるいじめ問題の早期発見を図るため、PTAや関係機関と連携し、家庭におけるルールづくりの啓発や定期的なネットパトロールの実施に努めます。
- ⑦ 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組めるよう、迅速に対応可能な体制の整備に努めます。

4. 関係組織の設置

町は、教育委員会が行う取組の効果的な実施に向け、必要に応じて「上士幌町いじめ問題対策連絡協議会」（法第14条第1^{*1}）を設置するなど、関係する機関等と連携し、必要な体制を整備することとします。

IV 重大事態への対処

1. 重大事態の定義

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが該当します。

②の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に対応します。

2. 重大事態の発生、報告及び調査方法

(1) 重大事態の報告について

いじめによる「重大事態」が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、学校から報告を受けた場合は、法第 30 条第 1 項^{※2}の規定に基づき、事態発生について町長へ報告します。

また、教育委員会は、事態発生による児童生徒の被害の救済等について、関係機関等と連携のうえ対処にあたります。

(2) 調査の主体、組織、方法等について

① 法第 28 条第 1 項における調査は、学校又は教育委員会が主体となって行うものとし、いずれかが調査主体となるかについては、事案の特性等を踏まえ教育委員会が決定します。

② 教育委員会が調査主体となる場合は、必要により附属機関を設置のうえ調査を行うことができることとします。

③ 学校が調査主体となる場合は、「いじめ対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により対処します。

④ 調査は、教育的配慮のもと、個人情報の保護に十分配慮したうえで、児童や教職員に対する聞き取り調査等により行うこととします。

⑤ 調査は、重大事態への対処及び同様の事態の再発防止に向けて行うものであり、いじめの状況をはじめ、教育委員会や学校の対応、重大事態に至った経緯等の事実関係を可能な限り明確にするために行うこととします。

(3) 調査結果等の取扱いについて

① 調査によって明らかになった事実関係その他必要な情報については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、適切な方法で説明します。

※1 「いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項」

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

※2 「いじめ防止対策推進法第 30 条第 1 項」

地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

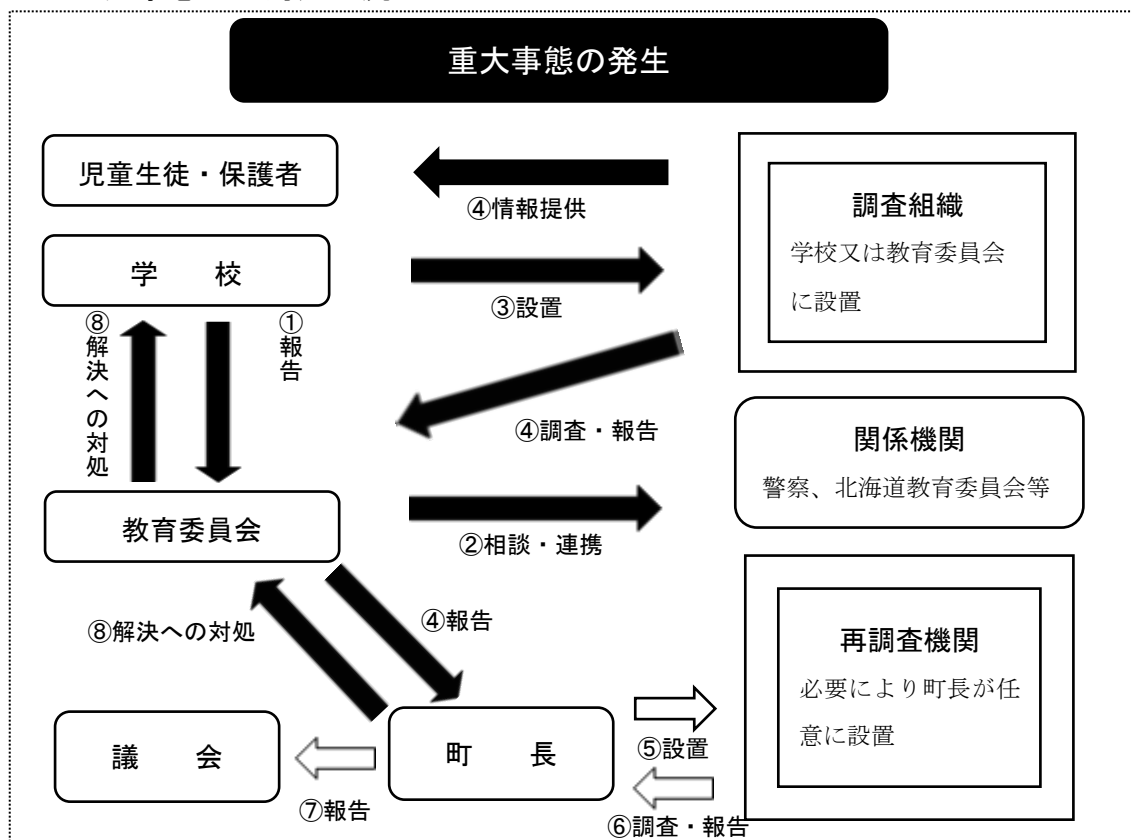
- ② 学校が主体となって行った調査結果等は、教育委員会を通じて町長に報告します。
- ③ 重大事態に至った原因、経過及び学校等の対応等を分析し、再発防止の取組に活かします。

3. 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

町長は、調査結果の報告を受けて必要があると認めるときは、法第30条第2項^{※1}の規定に基づき、再調査のための機関を設けて調査を行います。なお、再調査を行った場合については、法第30条第3項^{※2}の規定に基づき、その結果について、児童生徒の人格や個人情報保護等に配慮のうえ、議会へ報告することとします。

再調査のために設置する機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理士等の有識者のほか、当該重大事態に利害関係を有しない第三者等により構成することとします。

4. 重大事態への対処の流れ



※1 「いじめ防止対策推進法第30条第2項」

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

※2 「いじめ防止対策推進法第30条第3項」

地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

5. 教育委員会が設置する附属機関

教育委員会は、法第14条第3項*の規定に基づき、重大事態への調査を進めるため、必要により教育委員会の附属機関である「上士幌町いじめ問題等対策委員会」を設置することとします。

〈教育委員会の附属機関〉

「上士幌町いじめ問題等対策委員会（仮称）」の構成

所 属 機 関 名	委 員 数
上士幌町民生委員児童委員	主任児童委員 2名
スクールカウンセラー	1名
専門的な知識及び経験を有する第三者	1名
該当する学校長	1名
上士幌町保健福祉課保健師	1名
上士幌町子ども発達支援センター	1名

6. その他

教育委員会は、「上士幌町いじめ防止基本方針」の取組や内容について実情に即しているかを適宜検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。

* 「いじめ防止対策推進法第14条第3項」

前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。